

瀬戸市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ご利用手引き

令和6年度

目 次

1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	… 1
2 定義	… 1
3 制度を利用することができる方	… 1
4 宣誓に必要なもの	… 3
5 手続きの流れ(対面)	… 4
6 手続きの流れ(オンライン)	… 4
7 宣誓書受領証明書等の再交付	… 5
8 宣誓書記載事項の変更	… 6
9 宣誓書受領証明書等の返還	… 6
10 パートナーシップ宣誓の無効	… 7
11 宣誓内容証明書について	… 7
12 自治体間連携について	… 8
13 Q&A	… 10
14 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱	… 14

1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

瀬戸市は、「誰もが輝くトライアングルプランⅣ～第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画プラン～」に掲げる「多様性を認め合い 個人の能力が発揮でき 誰もが輝けるまちせと」に基づき、一人一人が多様な性のあり方を認め合い、だれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束すると宣誓し、その宣誓書を受領したことを証明する制度です。

また、お二人に子を始めたとした近親者（三親等内の者）がいて、その方と共に家族として協力し合う場合には、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます。

この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除等）は生じませんが、悩みや生きづらさを少しでも軽減し、自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

2 定義

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束したお二人の関係をいう。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップにある者が、子を始めたとした近親者（三親等内の者）と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。

3 制度を利用することができる方

パートナーシップ宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) お二人が満18歳以上に達していること。

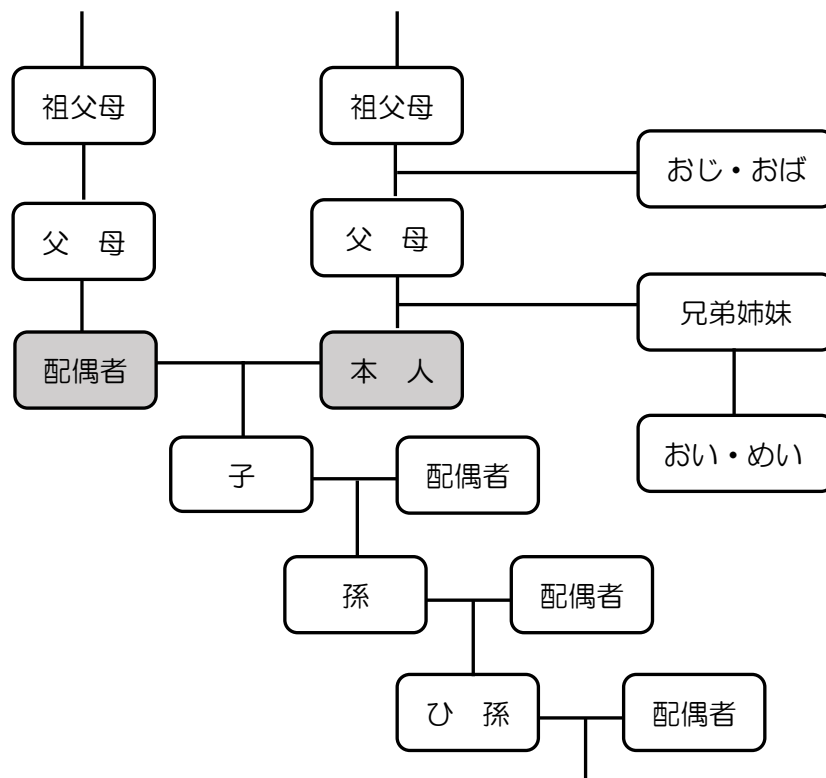
- (2) お二人またはどちらかお一人が瀬戸市内に住所を有している、あるいは宣誓の日から3か月以内に瀬戸市内に転入を予定していること。

※市内転入予定の場合は、宣誓日から3か月以内に市内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。(郵送でも可)。なお、3か月以内に提出がない場合には、当該宣誓を無効とし、宣誓番号を公表します。

- (3) 他の者と婚姻または事実婚関係にないこと。
(4) 他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
(5) お二人が民法に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（近親者等）にないこと。

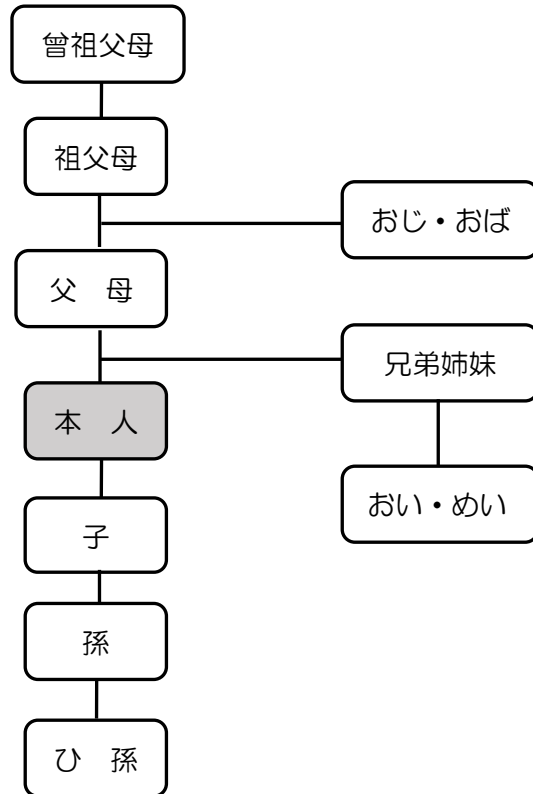
※パートナーシップにあるお二人が養子縁組している場合を除きます。

【宣誓をすることができない関係】



ファミリーシップ関係にあることを宣誓できる方は、三親等内の方に限ります。

【三親等内図】



4 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものがが必要です。

- (1) 現住所を確認できるもの（3か月以内に発行されたもの）
住民票の写しや住民票記載事項証明書を提出してください。
本市に転入予定の方は、アパートの賃貸契約書など転入予定の事実が分かる書類を添付してください。
- (2) 婚姻していないことを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）
戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付してください。）等を提出してください。
- (3) 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類
通称名で届いている郵便物、各種会員証、社員証等を提示してください。

(4) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする場合

- ① 近親者等である事実が確認できる書類(3か月以内に発行されたもの)
戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)等を提出してください。
- ② ファミリーシップ関係に関する同意書(15歳以上の近親者等)(第2号様式)

(5) 本人確認書類

個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書、その他市長が認める書類のいずれかを提示してください。

5 手続きの流れ(対面)

宣誓から宣誓書受理証明書・証明カード受理までは以下のとおりです。

(1) 宣誓日の予約

事前に電話またはメールで予約をしてください。個室での対応も可能です。

まちづくり協働課 協働第1係 TEL:0561-88-2801

E-mail: machidukuri@city.seto.lg.jp

(2) 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を確認します。

(3) 宣誓書受理証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後、宣誓書受理証明書等を交付します。郵送での交付をご希望の場合、返信用封筒(A4用紙が折らずに入るもの。住所・氏名を記入し、切手を貼ってください)をご用意ください。

なお、確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

6 手続きの流れ(オンライン)

宣誓から宣誓書受理証明書・証明カード受理までは以下のとおりです。

(1) 宣誓日の予約

事前に電話またはメールで予約をしてください。

まちづくり協働課 協働第1係 TEL:0561-88-2801

E-mail: machidukuri@city.seto.lg.jp

予約時には、以下のことをお伝えください。

- ① 宣誓希望日
- ② 宣誓されるお二人の氏名・ふりがな
- ③ 代表者の方の連絡先・メールアドレス

※後日、市より「Zoom ミーティングルームの ID 及びパスコード」について、ご連絡します。

(2) 必要書類の郵送

必要書類（P 3 4 宣誓に必要なもの参照。本人確認書類については写しを添付してください。）及び返信用封筒（A4 用紙が折らずに入るもの。住所・氏名を記入し、切手を貼ってください）を瀬戸市まちづくり協働課まで簡易書留にて送付してください。（宣誓日の4営業日前までに必着）

(3) 宣誓当日

本人確認に必要な書類をご準備の上、お二人同時に会話できる環境で、事前にお知らせする Zoom ミーティングルームの ID 及びパスコードを用いて、Zoom に接続してください。

Zoom の画面越しに対応職員が本人確認をします。

(4) 宣誓書受理証明書等の交付

宣誓の日から約1週間後、宣誓書受理証明書等を交付します。

なお、確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

7 宣誓書受理証明書等の再交付

「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書」と「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を紛失、毀損、汚損などをしたときは、再交付の申請ができます。

以下の書類が必要です。

- (1) 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第5号様式）を提出してください。
- (2) 本人確認書類等

個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書、その他市長が認める書類のいずれかを提示してください。

- (3) 返信用封筒（A4 用紙が折らずに入るもの。住所・氏名を記入し、切手を貼ってください）

8 宣誓書記載事項の変更

宣誓書に記載した内容（氏名又は通称名等）に変更があったときは、変更届を提出してください。（市内転居やお二人のうちどちらかお一人のみ市外へ転出される場合は、提出不要です。）

以下の書類が必要です。

- (1) 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第6号様式）を提出してください。
- (2) 変更の内容がわかるもの
戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、住民票の写し、日常生活で通称名を使用していることが分かるもの等
- (3) 本人確認書類等
個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書、その他市長が認める書類のいずれかを提示してください。
- (4) 交付済の宣誓書受理証明書と証明カード
- (5) 返信用封筒（A4 用紙が折らずに入るもの。住所・氏名を記入し、切手を貼ってください）

9 宣誓書受理証明書等の返還

次の場合は、「瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（第7号様式）」を提出し、宣誓受理証明書等を返還してください。ご提出の際は、事前に担当課へ電話またはメールでご連絡ください。

- (1) お二人がパートナーシップ関係を解消したとき

- (2) お二人のいずれかが死亡したとき（ただし、ファミリーシップ関係にある者がいる場合はこの限りでない）
- (3) お二人が瀬戸市外へ転出したとき（ただし、要綱第13条の定める連携自治体へ転出した場合を除きます。）
- (4) 婚姻（事実婚等を含む）又は他の者とパートナーシップを有することとなったとき
- (5) 宣誓の要件を満たさなくなったとき

10 宣誓の無効

虚偽の申請など、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップ・ファミリーシップは無効とします。その場合、無効とした宣誓番号を公表します。

11 宣誓内容証明書について

民間サービス等を利用の際など、事業者等から宣誓に関する書類の原本の提出を求められた場合、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（第8号様式）を提出することにより、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書（第9号様式）の交付を受けることができます。ただし、宣誓書受理証明書等が返還されている場合や宣誓が無効となっている場合を除きます。

なお、申請者は、受理証明書等に記載された宣誓者及び近親者等に限りです。

以下の書類が必要です。

- (1) 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（第8号様式）を提出してください。
- (2) 本人確認書類等
個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、登録証明書、その他市長が認める書類のいずれかを提示してください。
- (3) 返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼ってください）

12 自治体間連携について

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行）第4条に定める構成自治体間で転出入する場合、手続きが一部省略できます。

なお、ネットワーク規約の構成自治体については、以下のホームページでご確認ください。

大阪府 HP:<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/patoner/index.html>

(1) 瀬戸市から転出する場合

瀬戸市からネットワーク規約の構成自治体へ転出する場合、宣誓書受理証明書等の返還手続きは不要です。瀬戸市の宣誓書受理証明書等を持参し、転入地の自治体で継続申告の手続きを行ってください。（手続きの詳細については、転入地自治体のホームページ等をご確認ください。）

(2) 瀬戸市に転入する場合

ネットワーク規約の構成自治体から瀬戸市に転入する場合は、転出地で発行された宣誓書受理証明書等を持参し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第10号様式）を提出してください。継続申告によって瀬戸市の宣誓書受理証明書等を発行します。

① 継続申告の予約

事前に電話またはメールで予約をしてください。個室での対応も可能です。

まちづくり協働課 協働第1係 TEL:0561-88-2801

E-mail: machidukuri@city.seto.lg.jp

② 継続申告当日

予約した日時に以下の必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。

ア. 転出地の自治体で交付された宣誓書受理証明書等

イ. 住民票の写し又は住民票記載事項証明書等現住所を確認できる書類
（3か月以内に発行されたもの）

ウ. 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類

エ. ファミリーシップ関係にあることを継続申告しようする場合は、ファミリーシップ関係に関する同意書（１５歳以上の近親者等）（第２号様式）
【該当する場合】

オ. 本人確認書類

※その他市長が必要と認める書類の提出を求めています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第１０号様式）は、手続き当日にご記入いただきます。

※近親者（三親等内の者）とファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする場合、別途手続きが必要となる場合がありますので、詳しくは予約時にお問い合わせください。

③ 宣誓書受理証明書等の交付

継続申告の日から約１週間後、宣誓書受理証明書等を交付します。郵送での交付をご希望の場合、返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼ってください）をご用意ください。

なお、確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

1 3 Q&A

Q 1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻はどう違うのですか。

A 1 婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。一方、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることがありません。

Q 2 法的効力がないのに、なぜパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのですか。

A 2 瀬戸市ではだれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現を目指しています。そのための取組の一環として、この制度を導入しました。

Q 3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象はだれですか。

A 3 パートナーシップ対象者は、以下の要件を満たす、お互いをパートナーとして、生活を共にしている又は共に生活することを約束したお二人です。

- (1) お二人が満18歳以上に達していること。
- (2) お二人またはどちらかお一人が瀬戸市内に住所を有している、あるいは宣誓の日から3か月以内に瀬戸市内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) お二人が直系血族等でないこと。

ファミリーシップ関係を宣誓できる方は、子を始めた近親者（三親等内）の方です。

Q 4 瀬戸市民でないと宣誓をすることができませんか。

A 4 お二人またはどちらかお一人が宣誓の日から3月以内に瀬戸市内に転入を予定している場合は、宣誓できます。

瀬戸市に転入を予定している方は、転出証明書、売買契約証書、アパートの賃貸契約書等転入予定の事実が分かる書類の提出が必要となります。

Q 5 同居している必要はありますか。

A 5 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係である必要があります。

Q 6 事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか。

A 6 令和6年11月1日から事実婚の方も宣誓することができるようになりました。

Q 7 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 7 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、パートナーシップ契約公正証書の作成や、宣誓認証又は私文書認証を受ける等の方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証役場でご確認ください。

Q 8 パートナーシップにある者と法律上同性同士であることから、相続等のために養子縁組をしています。宣誓できますか。

A 8 婚姻ができないことを理由としたパートナーシップに基づく養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することができます。事前にご相談ください。

Q 9 代理人でも宣誓できますか。

A 9 代理人での宣誓はできません。必ずお二人でお越しください。

Q 10 郵送やメールでもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を提出できますか。

A 10 郵送やメールでの宣誓はできません。本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。ただしオンラインでの宣誓を希望される際は、あらかじめ宣誓書等必要書類を郵送していただく必要があります。

Q 11 通称名を使用できますか。

A 11 使用することができます。通称を使用する場合、日常生活において使用する

ことが確認できるもの(通称で届いている郵便物、各種会員証、社員証等)をご持参ください。

ただし、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書、受理証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 1 2 宣誓書受理証明書等はどれくらいで受け取ることができますか。

A 1 2 提出書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合、宣誓日から概ね1週間程度で受け取っていただけます。ただし、内容確認等に時間を要する場合があります。

Q 1 3 市外に転出する場合、受理証明書等を返還する必要はありますか。

A 1 3 お二人のうちどちらかお一人だけが市外へ転出される場合は、引き続き制度をご利用いただけますので、返還やその他手続きは必要ございません。

お二人とも市外へ転出される場合は、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約の構成自治体へ転出される際には、瀬戸市での返還手続きは不要となりますので、新たに転入自治体で継続申告の手続きをしてください。(令和6年11月1日～)

転出地がパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約の構成自治体でない場合は、返還届をご提出していただくとともに、宣誓書受理証明書等を返還していただくことになります。

ただし、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に瀬戸市外へ転出される場合はこの限りではありません。

Q 1 4 受理証明書等に有効期限はありますか。

A 1 4 ありません。当制度は、瀬戸市として宣誓書を受理した事実を証明するものであり、法的効力を有するものではないので、受理証明書自体に有効期限はありません。

Q 1 5 愛知県でパートナーシップ/ファミリーシップの宣誓をしています。瀬戸市でも宣誓できますか。

A 1 5 宣誓の要件を満たしていれば本市での宣誓も可能です。ただし、愛知県で宣誓したパートナーと同じ人でなければならず、別の人との宣誓はできません。

Q 1 6 愛知県の制度と瀬戸市の制度での違いはありますか。

A 1 6 地元の市役所等での申請に抵抗がある方や、県内の導入自治体から未導入自治体に引っ越しをする場合に継続利用できるよう県でも制度導入されました。宣誓の対象となる方や宣誓の方法等、自治体ごとに異なりますので、それぞれの制度をご確認ください。

1 4 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が多様性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップの関係にある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップの関係にある双方又はいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から3月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) パートナーシップの関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) パートナーシップの関係にある双方とも他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) パートナーシップの関係にある双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係でないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、共に自ら記入した瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認することができる書類。この場合において、近親者等が15歳以上のときは、当該近親者等が自ら記入したファミリーシップ関係に関する同意書（15歳以上の近親者等）（第2号様式。以下「同意書」という。）を添付しなければならない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第1号の規定にかかわらず、市外に在住する者であって瀬戸市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類をもって同号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号の書類を提出しなければならない。

5 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

7 15歳以上の近親者等について、同意書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者に代筆させることができるものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名に代えて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

（証明書等の交付）

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合は、第3条の規定による宣誓の要件を審

査し、適当と認めるときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（第3号様式）及び瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（第4号様式。以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名とともに戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第7条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第5号様式）により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

（宣誓書記載事項変更の申出）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第6号様式。以下「内容変更届」という。）を交付済の証明書等とともに市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(2) ファミリーシップの関係にある者がその対象でなくなったとき。

(3) ファミリーシップの関係にある者を追加又は変更するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において変更後の通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第3号に該当するときは、第4条第3項第3号に掲げる書類。この場合において、追加又は変更される近親者等が15歳以上のときは、当該近親者等が自ら記入した同意書も添付するものとする。

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（無効となる宣誓）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号に規定する宣誓の要件に反しているとき。

(4) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しない

とき。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（第7号様式）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。ただし、ファミリーシップの関係にある者がいる場合は、この限りでない。
- (3) 双方が市外へ転出したとき（第13条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。
- (4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (5) 前条の規定により宣誓を無効とされたとき。

（返還又は無効に係る宣誓番号の公表）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定により宣誓を無効とし、又は前条の規定により返還させた証明書等の宣誓番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓内容証明書の交付）

第12条 宣誓者及び宣誓者とファミリーシップの関係にある者は、第10条各号のいずれかに該当する場合を除き、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（第8号様式）を市長に提出することにより、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書（第9号様式）の交付を受けることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第5項の規定を準用する。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る宣誓書受理証明書の交付を受けている者が、市内への住所の異動後も引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、証明書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第10号様式）（以下「申告書」という。）及び次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る宣誓書受理証明書

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3 前項の規定による書類の提出があった場合、市は遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。
- 4 前項の規定による手続きについては、継続申告者双方の同意を得られた場合のみ行うことができる。
- 5 継続申告者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者に代筆させることができるものとする。
- 6 市長は、継続申告者が本人であることを確認するため、第4条第5項各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(宣誓書等の保存)

第14条 市長は、宣誓書等を、第10条の規定により証明書等が返還された日又は返還されたものとみなした日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(個人情報)

第15条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

瀬戸市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用手引き

お問合せ先 瀬戸市役所 まちづくり協働課 協働第1係

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電話 0561-88-2801